

近畿・北信越・東海ブロック国年予選会（少年の部）についての取り決め

本ブロック予選会についての取り決めの再度の確認と本ブロック内で本国体を開催することが稀でなくなって来ているので、本ブロック内で本国体を開催する際の予選会とブロック予選を免除される開催地の取り扱いについて取り決めた。

① 本国体出場枠 3 の場合

本国体出場した 3 チームとその次の順位チームを尊重するため、今までの取り決めに遵守する。

- a. チーム数によるトーナメント配置は別紙-1のトーナメント表とする。
- b. 前回の順位により 4 位までをシードする（本国体出場枠 3 + 1）。
シード配置は別紙-1のトーナメント表のとおりとする。
シードすべき府県が出場しない場合は順次繰り上げて 4 位までを決定する。
- c. シード外の府県は公開抽選をする。

② 本ブロック内で本国体を開催する際に開催地を除いて本国体出場枠 2 となる場合

- a. トーナメント表について
上記に同じく別紙-1のトーナメント表とする。
- b. 前回の順位から開催地枠の府県を除いた順位で、3 チームをシードする。
シード配置は別紙-1のトーナメント表と同様とする。
シードすべき府県が出場しない場合は順次繰り上げて 3 位までを決定する。
- c. シード外の府県は公開抽選をする。
- d. 開催地枠で出場したチームの次回ための順位の考え方は、兵庫県で開催された第 6 3 回予選会で取り決めた大会規約のとおりとし、一部を改訂し削除した。
「大会規約
1. ブロック内に本大会開催府県があり、ブロック予選会を免除され自動的に本大会に出場できる場合、まず優先して次回は前回の順位をその回の順位と考える。
2. その他の府県は該当府県の順位を決定した後、その回の予選会の順位を生かし、その回の順位と考える。
ただし、該当府県より上位の場合はそのままの順位、下位の場合は該当府県より順次繰り下げたの順位と考える。」

平成 1 9 年 1 2 月 2 2 日 制定」

平成 2 4 年 6 月 1 6 日 改定

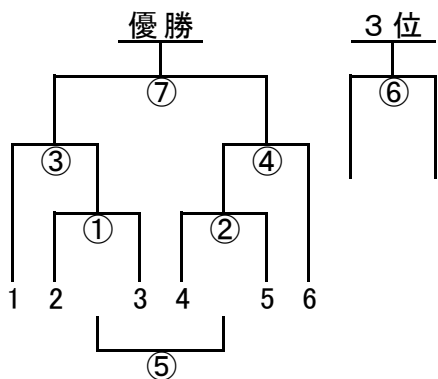
③ 上記①と②以外の場合

ブロックの変更あるいは本国体出場枠数の変更となる場合は、改めて協議する。

平成 2 4 年 6 月 1 6 日

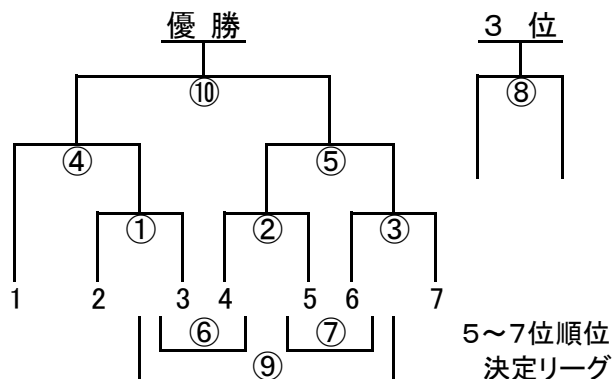
近畿・北信越・東海ブロック代表者会議にて

(1) 6チーム



A D C B

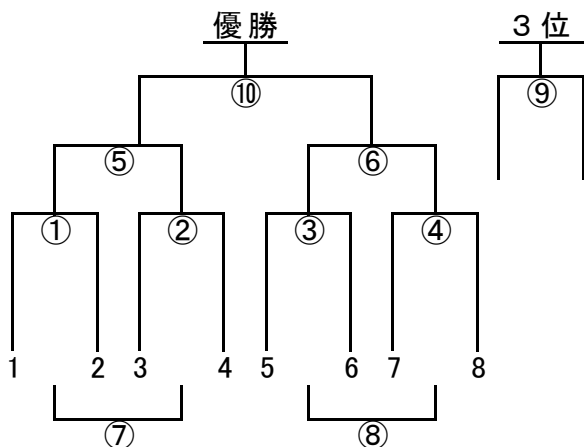
(2) 7チーム



A D C B

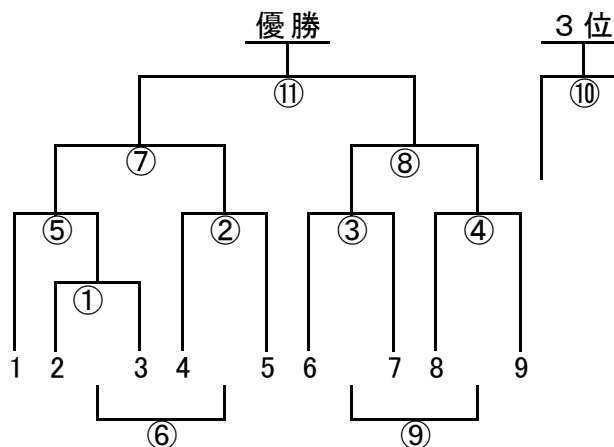
5~7位順位
決定リーグ

(3) 8チーム



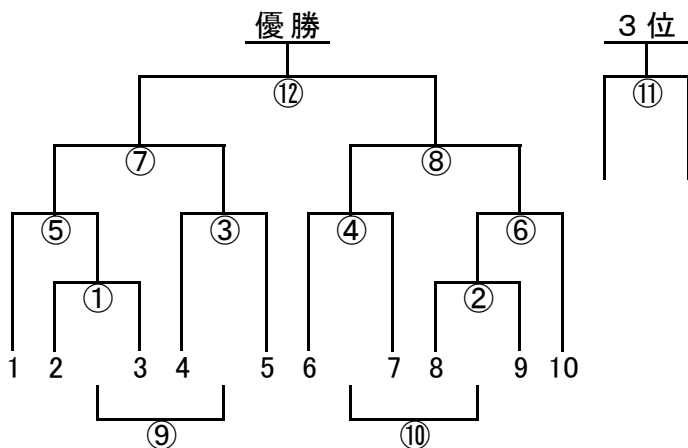
A D C B

(4) 9チーム



A D C B

(5) 10チーム



A D C B

前回の成績によりシード			
1位	2位	3位	4位
A	B	C	D